

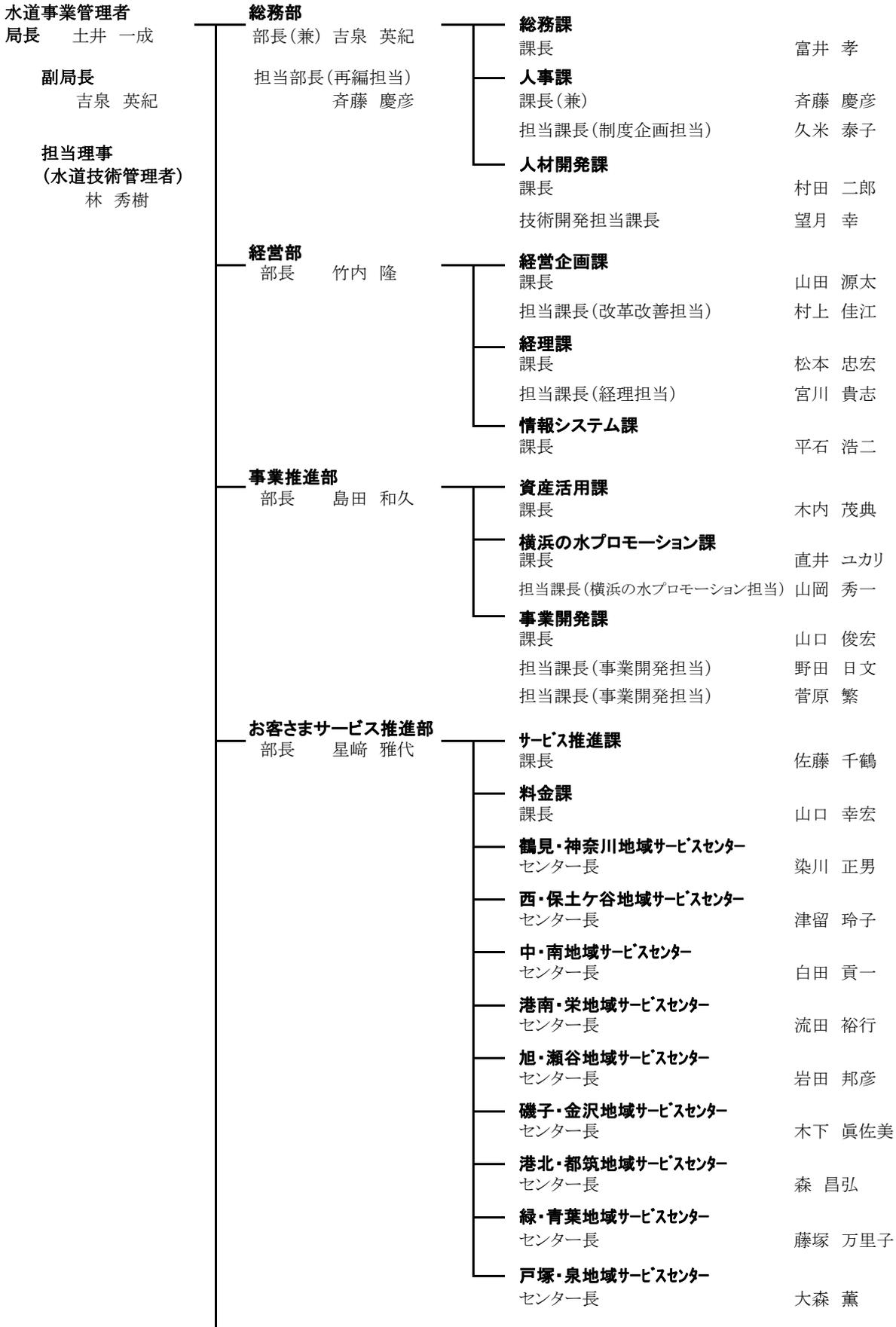
機 構 及 び 事 務 分 掌

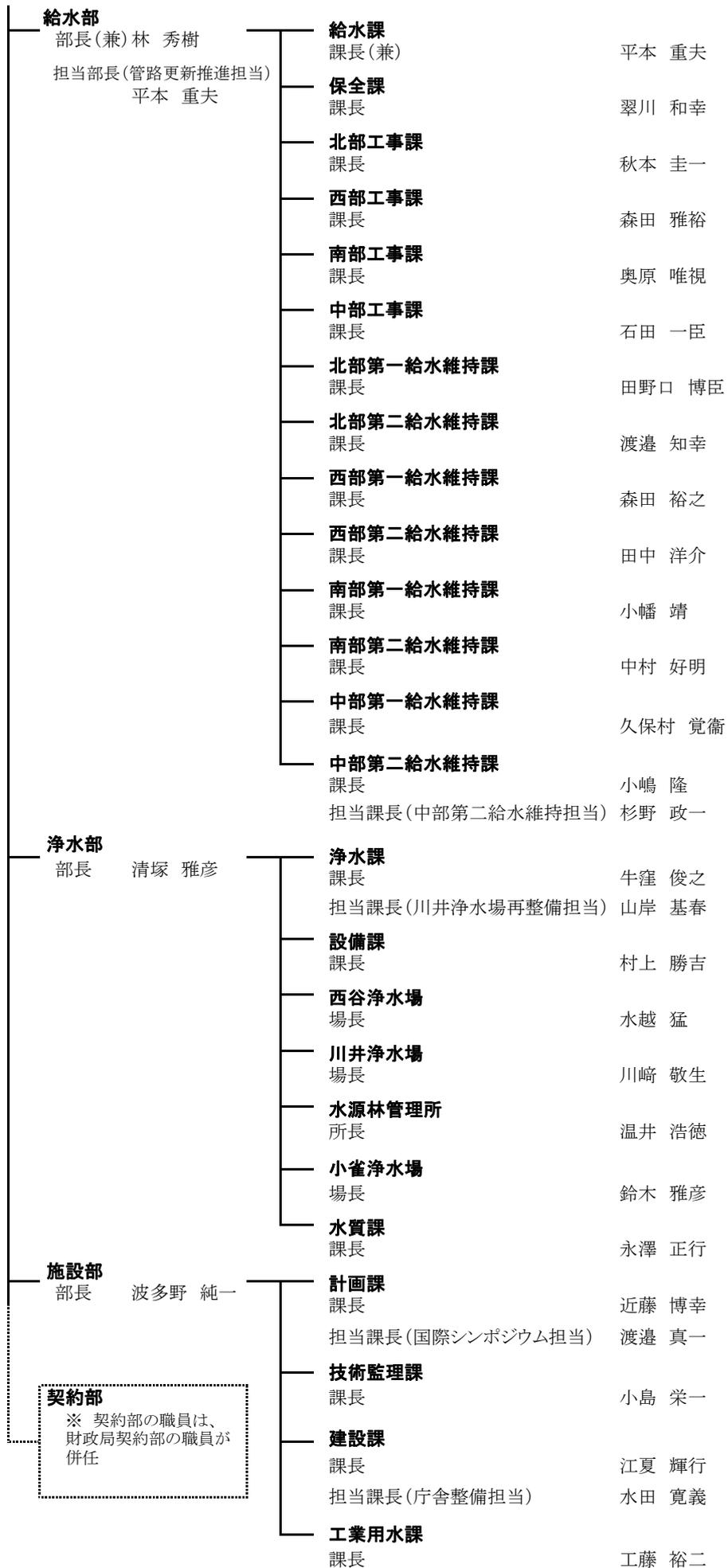
平成 24 年 6 月
水 道 局

目 次

機 構 図	—————	1	～	2
事務分掌	—————	3	～	22

水道局機構図(平成24年6月4日現在)





《派遣は除く》

水道局事務分掌

総務部

総務課

- (1) 公印の管守に関する事。
- (2) 文書及び統計に関する事。
- (3) 条例、規則及び規程等に関する事。
- (4) 市会議案の審査に関する事。
- (5) 不服申立て及び訴訟等に関する事。
- (6) 庁中の取締りに関する事。
- (7) 危機管理対策に係る計画（計画課の主管に属するものを除く。）及び実施の総合調整に関する事。
- (8) 自動車の総括的管理及び課（場及び第3条第1項に定める課及び場に準ずる事業所を含む。以下この条において同じ。）に属する自動車の運行、整備その他管理に関する事。
- (9) 部内の連絡調整に関する事。
- (10) 他の部及び課の主管に属しない事。

人事課

- (1) 人事及び組織に関する事。
- (2) 職員の任免、分限、賞罰その他身分取扱に関する事。
- (3) 職員の給与及び服務に関する事。
- (4) 退職年金及び退職給与金等に関する事。
- (5) 職員の職階制に関する事。
- (6) 職員の労働条件及び団体交渉に関する事。
- (7) 労働協約及び苦情処理に関する事。
- (8) 職員の福利厚生に関する事。
- (9) 職員の安全衛生に関する事。
- (10) 職員共済組合に係る連絡調整に関する事。
- (11) 水道局職員厚生会に関する事。
- (12) その他労務に関する事。

人材開発課

- (1) 職員の研修に関すること。
- (2) 人材育成に関する企画、立案、調査、研究及び実施に関すること。
- (3) 研修施設の維持管理に関すること。
- (4) 局内に導入する新技術に関する調査、研究及び開発並びに既存技術の改良に関すること。
- (5) その他研修に関すること。

経営部

経営企画課

- (1) 事業経営に係る基本計画の企画、立案及び進行管理に関すること。
- (2) 事業経営に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- (3) 事業経営の効率化に係る企画、調整及び推進に関すること。
- (4) 事業経営の資料の収集、分析及び調査に関すること。
- (5) 事務改善に関すること。
- (6) 事務事業の監察に関すること。
- (7) その他経営に係る調査、企画及び調整に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。
- (9) 部内の他の課の主管に属しないこと。

経理課

- (1) 予算の編成及び執行の管理に関する事。
- (2) 収入及び支出に関する事。
- (3) 企業債及び一時借入金に関する事。
- (4) 財務諸表の作成その他決算に関する事。
- (5) 剰余金の処分及び積立金に関する事。
- (6) 業務状況の公表及び事業報告書に関する事。
- (7) 財務会計の電子計算機処理に関する事。
- (8) 収支証書類の整理及び保管に関する事。
- (9) 金銭の出納及び保管に関する事。
- (10) 資金計画及び資金運用に関する事。
- (11) 有価証券の出納及び保管に関する事。
- (12) 出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に関する事。
- (13) その他経理に関する事。
- (14) 工事、製造等請負契約に関する事（契約第一課の主管に属するものを除く。）。
- (15) 印刷、委託並びに修繕並びに物品の購入及び賃借等に係る契約に関する事（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (16) 物品供給等一般競争入札参加資格審査委員会及び物品供給等指名業者選定委員会に関する事（契約第二課の主管に属するものを除く。）。
- (17) その他契約に関する事（契約部の主管に属するものを除く。）。

情報システム課

- (1) 電子計算機事務の総括に関する事。
- (2) 情報化の推進に係る調査、企画及び調整に関する事。
- (3) 電子計算機及びネットワークに係る企画及び調整に関する事。
- (4) 電子計算機及びネットワークの維持管理に関する事。
- (5) 情報セキュリティに関する事。

事業推進部

資産活用課

- (1) 局資産（知的財産等を含む。）の活用に係る企画、調整及び実施に関すること。
- (2) 不動産の取得、処分及び総括的管理に関すること。
- (3) 普通財産の管理及び貸付けに関すること。
- (4) 行政財産の使用許可及び貸付けに関すること。
- (5) 不動産の取得に伴う補償に関すること。
- (6) 地上権の設定に関すること。
- (7) 土地台帳の作成及び保存に関すること。
- (8) 公舎の使用及び維持管理に関すること。
- (9) 物品（水道メーターを除く。）の出納及び保管に関すること。
- (10) 資産のたな卸しに関すること。
- (11) 財産の損害保険に関すること。
- (12) 部内の連絡調整に関すること。
- (13) 部内の他の課の主管に属しないこと。

横浜の水プロモーション課

- (1) 水道事業における販売推進、水道水の利用促進等に係る企画、立案、調整及び実施に関すること。
- (2) 水のペットボトル詰等に係る製造及び販売に関する総括及び実施に関すること。
- (3) 水のペットボトル詰等に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。
- (4) 広報に関すること。
- (5) 水道記念館に関すること。

事業開発課

- (1) 知識・技術・ノウハウ等を活用した事業開発に関すること。
- (2) 国外の水道事業者等との交流に関すること。
- (3) 国外の研修生受入れ等を通じた人材育成に関すること。
- (4) 国際協力事業に係る局内外の調整に関すること。
- (5) 横浜ウォーター株式会社に関すること。

お客さまサービス推進部

サービス推進課

- (1) お客さまサービスの総括に関すること。
- (2) 地域サービスセンターにおける販売推進活動（水のペットボトル詰等に係るものを含む。）の調整に関すること。
- (3) お客さまサービスセンターの業務の総括及び支援に関すること。
- (4) お客さま満足度に関する情報の収集及び分析に関すること。
- (5) お客さま満足度の向上に係る施策の企画、立案、調査及び調整に関すること。
- (6) 広聴に関すること。
- (7) 部内の連絡調整に関すること。
- (8) 部内の他の課の主管に属しないこと。

料金課

- (1) 料金事務の総括に関すること。
- (2) 料金事務の連絡調整に関すること。
- (3) 下水道使用料の受託徴収に関すること。
- (4) 水道料金等に係る電子計算機による業務処理に関すること。
- (5) 水道料金等に係る電子計算業務等の管理に関すること。
- (6) 水道料金の未納対策に関すること。
- (7) 検針業務及び料金整理事務の委託化に関すること。
- (8) 料金支払の利便性向上に向けた調査、企画及び実施に関すること。
- (9) 部内の内部監察及び委託業務の評価に関すること。
- (10) 委託業務に関する研修の企画及び実施に関すること。

給水部

給水課

- (1) 配水施設の新設、増設及び改良工事の調査に関すること。
- (2) 配水管等の漏水に関すること。
- (3) 水道施設図の作成、整理及び保管に関すること。
- (4) 図面管理システムに係る管路情報の収集及び管理に関すること。
- (5) 部内の連絡調整に関すること。
- (6) 部内の他の課の主管に属しないこと。

保全課

- (1) 配水施設の管理及び保全に係る総合調整に関すること。
- (2) 給水装置並びに水槽及びこれに直結する給水用具（水道メーターの検針に係る装置を除く。）の情報収集に関すること。
- (3) 指定給水装置工事事業者に関すること。
- (4) 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく給水装置の立入検査に関すること。
- (5) 貯水槽水道の巡回点検に係る企画及び実施の総括に関すること。
- (6) 給水装置に係る宅地内漏水等の調査の総括に関すること。
- (7) 水道利用加入金に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 水道メーターに関すること（給水維持課の主管に属するものを除く。）。

北部工事課

- (1) 鶴見区、神奈川区、港北区及び都筑区（以下「北部地域」という。）並びに旭区、緑区、青葉区、泉区及び瀬谷区（以下「西部地域」という。）における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 北部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（北部第一給水維持課、北部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 北部地域における工事負担金の徴収に関すること（北部第一給水維持課及び北部第二給水維持課の主管に属するものを除く。）。
- (4) その他北部地域における配水管等の工事に関すること（北部第一給水維持課、北部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。

西部工事課

- (1) 西部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（西部第一給水維持課、西部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 西部地域における工事負担金の徴収に関すること（西部第一給水維持課及び西部第二給水維持課の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他西部地域における配水管等の工事に関すること（西部第一給水維持課、西部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。

南部工事課

- (1) 港南区、磯子区、金沢区、戸塚区及び栄区（以下「南部地域」という。）並びに西区、中区、南区及び保土ヶ谷区（以下「中部地域」という。）における配水の広域的かつ総合的な計画及び調整に関すること。
- (2) 南部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（南部第一給水維持課、南部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (3) 南部地域における工事負担金の徴収に関すること（南部第一給水維持課及び南部第二給水維持課の主管に属するものを除く。）。
- (4) その他南部地域における配水管等の工事に関すること（南部第一給水維持課、南部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。

中部工事課

- (1) 中部地域における送水管、配水管等の工事の設計及び施行に関すること（中部第一給水維持課、中部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。
- (2) 中部地域における工事負担金の徴収に関すること（中部第一給水維持課及び中部第二給水維持課の主管に属するものを除く。）。
- (3) その他中部地域における配水管等の工事に関すること（中部第一給水維持課、中部第二給水維持課及び施設部の主管に属するものを除く。）。

北部第一給水維持課

- (1) 港北区及び都筑区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 港北区及び都筑区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 港北区及び都筑区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（北部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 港北区及び都筑区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 港北区及び都筑区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 港北区及び都筑区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 港北区及び都筑区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（北部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 港北区及び都筑区における給水装置及び給水装置工事に係る横浜市水道条例（昭和33年4月横浜市条例第12号。以下「水道条例」という。）の違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 港北区及び都筑区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 港北区及び都筑区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 港北区及び都筑区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 港北区及び都筑区における運搬給水等に関すること。
- (13) 港北区及び都筑区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 港北区及び都筑区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他港北区及び都筑区における給水装置工事に関すること。

北部第二給水維持課

- (1) 鶴見区及び神奈川区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 鶴見区及び神奈川区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 鶴見区及び神奈川区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（北部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 鶴見区及び神奈川区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 鶴見区及び神奈川区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 鶴見区及び神奈川区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 鶴見区及び神奈川区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（北部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 鶴見区及び神奈川区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 鶴見区及び神奈川区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 鶴見区及び神奈川区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 鶴見区及び神奈川区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 鶴見区及び神奈川区における運搬給水等に関すること。
- (13) 鶴見区及び神奈川区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 鶴見区及び神奈川区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他鶴見区及び神奈川区における給水装置工事に関すること。

西部第一給水維持課

- (1) 旭区、泉区及び瀬谷区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 旭区、泉区及び瀬谷区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 旭区、泉区及び瀬谷区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（西部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 旭区、泉区及び瀬谷区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（西部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 旭区、泉区及び瀬谷区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 旭区、泉区及び瀬谷区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 旭区、泉区及び瀬谷区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 旭区、泉区及び瀬谷区における運搬給水等に関すること。
- (13) 旭区、泉区及び瀬谷区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他旭区、泉区及び瀬谷区における給水装置工事に関すること。

西部第二給水維持課

- (1) 緑区及び青葉区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 緑区及び青葉区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 緑区及び青葉区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（西部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 緑区及び青葉区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 緑区及び青葉区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 緑区及び青葉区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 緑区及び青葉区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（西部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 緑区及び青葉区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 緑区及び青葉区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 緑区及び青葉区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 緑区及び青葉区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 緑区及び青葉区における運搬給水等に関すること。
- (13) 緑区及び青葉区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 緑区及び青葉区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他緑区及び青葉区における給水装置工事に関すること。

南部第一給水維持課

- (1) 磯子区及び金沢区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 磯子区及び金沢区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 磯子区及び金沢区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（南部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 磯子区及び金沢区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 磯子区及び金沢区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 磯子区及び金沢区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 磯子区及び金沢区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（南部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 磯子区及び金沢区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 磯子区及び金沢区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 磯子区及び金沢区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 磯子区及び金沢区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 磯子区及び金沢区における運搬給水等に関すること。
- (13) 磯子区及び金沢区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 磯子区及び金沢区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他磯子区及び金沢区における給水装置工事に関すること。

南部第二給水維持課

- (1) 港南区、戸塚区及び栄区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 港南区、戸塚区及び栄区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 港南区、戸塚区及び栄区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（南部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 港南区、戸塚区及び栄区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 港南区、戸塚区及び栄区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 港南区、戸塚区及び栄区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 港南区、戸塚区及び栄区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（南部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 港南区、戸塚区及び栄区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 港南区、戸塚区及び栄区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 港南区、戸塚区及び栄区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 港南区、戸塚区及び栄区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 港南区、戸塚区及び栄区における運搬給水等に関すること。
- (13) 港南区、戸塚区及び栄区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 港南区、戸塚区及び栄区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他港南区、戸塚区及び栄区における給水装置工事に関すること。

中部第一給水維持課

- (1) 中区及び南区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 中区及び南区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 中区及び南区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（中部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 中区及び南区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 中区及び南区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 中区及び南区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 中区及び南区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（中部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 中区及び南区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 中区及び南区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 中区及び南区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 中区及び南区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 中区及び南区における運搬給水等に関すること。
- (13) 中区及び南区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 中区及び南区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他中区及び南区における給水装置工事に関すること。

中部第二給水維持課

- (1) 西区及び保土ヶ谷区における配水の計画及び調整に関すること。
- (2) 西区及び保土ヶ谷区における断水及び給水制限に関すること。
- (3) 西区及び保土ヶ谷区における小規模な配水管等の工事の設計及び施行に関すること（中部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 西区及び保土ヶ谷区における給水装置工事の審査、設計施行等に関すること。
- (5) 西区及び保土ヶ谷区における給水装置台帳、配水路線台帳及び配水管台帳に関すること。
- (6) 西区及び保土ヶ谷区における給水装置工事費の徴収並びに水道利用加入金の徴収及び減免に関すること。
- (7) 西区及び保土ヶ谷区における小規模な配水管等の工事及び給水申込みに伴う工事負担金の徴収に関すること（中部工事課の主管に属するものを除く。）。
- (8) 西区及び保土ヶ谷区における給水装置及び給水装置工事に係る水道条例違反の調査及び取締りに関すること。
- (9) 西区及び保土ヶ谷区における配水路線、配水管（配水加圧ポンプに係るものを除く。）及び消火栓設備の維持管理並びにこれに伴う工事に関すること。
- (10) 西区及び保土ヶ谷区における配水計画に関する水質、水圧等に係る調査に関すること。
- (11) 西区及び保土ヶ谷区における水道メーターの取付け及び取外しに関すること。
- (12) 西区及び保土ヶ谷区における運搬給水等に関すること。
- (13) 西区及び保土ヶ谷区における貯水槽水道の巡回点検に関すること。
- (14) 西区及び保土ヶ谷区における給水装置に係る宅地内漏水等の調査に関すること。
- (15) その他西区及び保土ヶ谷区における給水装置工事に関すること。

浄水部

浄水課

- (1) 水運用に係る電子計算機システムの運用及び保守に関すること（浄水場の主管に属するものを除く。）。
- (2) 水運用に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。
- (3) 水運用及び浄水技術に係る調査及び研究に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の大規模改良工事（電機計装設備に係るものを除く。）の計画、設計、調査及び研究に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (5) 部内の電子計算機システムの新設工事の設計及び施行に関すること。
- (6) 道志の森の整備に係るボランティア活動支援の企画及び調整に関すること。
- (7) 道志水源基金等に関すること。
- (8) 部内の連絡調整に関すること。
- (9) 部内の他の課の主管に属しないこと。

設備課

- (1) 電機計装設備工事（庁舎等の電機計装設備工事を除く。以下この部中同じ。）に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- (2) 電機計装設備工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- (3) 電機計装設備（庁舎等の電機計装設備を除く。以下この部中同じ。）の設計積算システムに関すること。
- (4) 電機計装設備工事の精算事務に関すること。
- (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 43 条に規定する主任技術者に関すること。
- (6) 電機計装設備の保全計画及び技術的調整に関すること。
- (7) 無線局に関すること。
- (8) 電機計装設備に係る建設改良事業の工事の計画及び設計に関すること。

西谷浄水場

- (1) 青山系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区都岡町 8 番地先）より下流及び谷ヶ原系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より下流（以下「青山系統等の下流」という。）の導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 青山系統等の下流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 青山系統等の下流の導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 青山系統等の下流の導水、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。

川井浄水場

- (1) 青山系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区都岡町 8 番地先）より上流及び谷ヶ原系統の主要地方道丸子中山茅ヶ崎線との交差点（旭区今宿西町 378 番地先）より上流（以下「青山系統等の上流」という。）の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 青山系統等の上流の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 青山系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 青山系統等の上流の取水、導水、沈殿、浄水及び送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。

小雀浄水場

- (1) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水、配水池及び排水処理の作業に関する事。
- (2) 寒川系統の浄水処理に伴う水質に係る試験に関する事。
- (3) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水、配水及び排水処理施設の維持管理に関する事。
- (4) 寒川系統の取水、導水、浄水、送水施設、配水池及びポンプ場並びに排水処理施設の改良工事の設計（浄水課及び設備課の主管に属するものを除く。）及び施行に関する事。

水質課

- (1) 水源並びに原水、ろ過水、浄水、工業用水及び市内給水栓水の水質に係る試験（浄水場が浄水処理に伴い行う試験を除く。）、調査及び研究に関すること。
- (2) 水質に係る局内及び国、県、他の水道事業者等との連絡及び総合調整に関すること。

施設部

計画課

- (1) 水源の確保に関する計画及び調査に関すること。
- (2) 水需要の実態及び予測に関すること。
- (3) 取水、導水、浄水、送水及び配水施設の新設、増設及び改良の計画及び調査に関すること（給水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 神奈川県内広域水道企業団に関すること。
- (5) 水道事業の広域的施設整備に関すること。
- (6) 基幹施設整備事業に係る財源の確保に関すること。
- (7) 職務発明に関すること。
- (8) 水道施設の災害対策に係る計画に関すること。
- (9) 部内の連絡調整に関すること。
- (10) 部内の他の課の主管に属しないこと。

技術監理課

- (1) 工事の安全監理に関すること。
- (2) 請負工事の検査に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (3) 局職員等に対する水道技術に係る指導に関すること（人事部人材開発課の主管に属するものを除く。）。
- (4) 土木工事の設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (5) 設計積算システムに関すること。
- (6) 土木工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。
- (8) 設計、測量及び地質調査の委託に係る検査評定基準及び設計積算基準に関すること。
- (9) 災害対策拠点の施設及び設備の点検に関すること。
- (10) 工事施行に起因する家屋等の損害に係る事務の指導及び調整に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

建設課

- (1) 基幹施設整備事業（給水部及び浄水部の主管に属するものを除く。）
その他これに準ずる建設改良事業（以下「基幹施設整備事業等」という。）
の工事の設計及び施行に関する事。
- (2) 基幹施設整備事業等の執行管理及び精算事務に関する事。
- (3) 庁舎等の施設に係る修繕工事の執行管理及び精算事務に関する事
（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (4) 庁舎等の施設に係る建設改良事業の工事の計画、設計及び施行に関する事。
- (5) 庁舎等の施設に係る修繕工事の施行に関する事（他の部の主管に属するものを除く。）。
- (6) 庁舎等の電機計装設備工事に関する事。

工業用水課

- (1) 工業用水道による給水の申込みその他諸届の受付及び処理に関する事。
- (2) 横浜市工業用水道条例（昭和 35 年 10 月横浜市条例第 21 号。以下「工業用水道条例」という。）に基づく給水施設工事の設計及び施行に関する事。
- (3) 工業用水道に係る水量メーターの管理に関する事。
- (4) 工業用水道料金その他工業用水道条例に基づく諸収入に関する事。
- (5) 工業用水道の使用水量の計量及び認定に関する事。
- (6) 工業用水道条例違反の取締り及び滞納処分に関する事。
- (7) 工業用水道の断水及び給水制限に関する事。
- (8) 工業用水道料金の減免に関する事。
- (9) 工業用水道の建設改良事業等の計画及び調査に関する事。
- (10) 工業用水道工事負担金の収入に関する事。
- (11) 工業用水道の建設改良並びに維持工事の設計及び施行に関する事。
- (12) 工業用水道の企画及び調査に関する事。
- (13) その他工業用水道に係る浄水、送水、配水及び給水並びに工業用水道施設の維持管理に関する事。

契約部

契約第一課

- (1) 工事、製造等請負契約に関すること。
- (2) 工事、製造等請負契約に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 工事、製造等請負業者の業態調査等に関すること。
- (4) 工事請負等一般競争入札参加資格審査委員会及び工事請負等指名業者選定委員会に関すること。
- (5) 工事、製造等請負の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (6) 横浜市入札等監視委員会に関すること。
- (7) 工事、製造等請負に係る低入札価格調査委員会に関すること。
- (8) 調達契約に係る公告等に関すること。
- (9) 部内他の課の主管に属しないこと。

契約第二課

- (1) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る契約に関すること。
- (2) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る入札参加資格の設定等に関すること。
- (3) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等に係る業者の業態調査等に関すること。
- (4) 物品供給等一般競争入札参加資格審査委員会及び物品供給等指名業者選定委員会に関すること。
- (5) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の契約に係る検査に関すること。
- (6) 物品の購入、賃借、売払い及び修繕並びに委託並びに印刷等の入札・契約事務に係る調整、連絡等に関すること。
- (7) 委託契約に係る低入札価格調査委員会に関すること。



平成24年度

トップレベルの
安全でおいしい水

水道局事業概要

毎日いつでも
新鮮な水

災害に強い
信頼のライフライン

環境にやさしい
水道システム

お客さま満足度の高い
水道サービス

創造と挑戦の
活力ある企業精神



 横浜市水道局

目 次

I 水道事業会計

予算概況	-----	1
平成24年度水道局予算の施策体系	-----	3
主要事業	-----	4

II 工業用水道事業会計

予算概況	-----	13
主要事業	-----	13

III 参考

平成24年度水道事業会計予算概要表	-----	15
平成24年度工業用水道事業会計予算概要表	-----	16

予算概況

平成24年度は、水道料金等の収入が引続き減少となる厳しい経営状況が見込まれますが、「水道事業中期経営計画（平成24年度～27年度）」（以下「中期経営計画」）の初年度であることから、計画の着実な推進が求められます。

このため、徹底した経費削減等を通じて財源を確保し、水道施設の耐震化等の計画目標を推進させるとともに、東日本大震災の経験を踏まえた業務継続の対応等、災害対策を強化します。また、中小企業振興など喫緊の課題に対応していきます。

なお、効率的でより質の高い事業成果を得るため公民連携を推進するとともに、将来の財政負担軽減のため、企業債残高の縮減に努めます。

(1) 水道料金収入の減少

大震災後の社会経済情勢の変化による水需要の減少等により、23年度の723億円に対し△14億円（△1.9%）の709億円を見込みました。

(2) 水道施設耐震化等のための事業費の確保

老朽管、浄水場等基幹施設、医療機関への管路などの水道施設について中期経営計画に沿って更新・耐震化を推進するとともに停電時の対応等、業務継続の取組を進め災害対策の強化を図ります。

小口径老朽管については更新をスピードアップし、修繕費を増額すること等により施設等整備費を23年度に比べ6億円増の351億円とし、市内企業の受注機会の拡大に努めます。

※施設等整備費：修繕費等（収益的支出）と建設改良費等（資本的支出）の合計

(3) 経費の削減と財源の確保

業務の委託拡大等による職員定数53人の削減など、効率的な執行体制の構築により、人件費は23年度に比べ総額で△6億円（△3.4%）の157億円としました。

引き続き、施設規模の適正化等による工事コストの縮減や設備の修繕周期の見直しによる維持管理費の削減等、事業見直しを通じて徹底した経費の削減に取り組みます。

財源の確保については、水道局が保有する資産について新たな長期貸付等一層の有効活用を進めるとともに、水道施設の更新のための財源となる国庫補助金等の確保に努めます。

(4) 企業債残高の縮減と支払利息の減額

国による高金利企業債の繰上償還制度の活用や、企業債発行額を償還額の範囲内に抑えることにより24年度末の企業債残高を30億円縮減し、1,843億円としました。

支払利息は23年度に比べ△1億円（△3.4%）の41億円となります。

(5) 純利益と累積資金残額

純利益は、23年度に比べ水道料金等の収入の19億円減少や修繕費等の20億円増加等により39億円の減少要因がありますが、業務の効率化や事業見直しによる経費削減、支払利息の減少等により減少額を31億円とし、11億円の純利益を計上しました。

また、累積資金残額については企業債償還金の財源として活用し、企業債発行額を大幅に抑制した結果、23年度に比べ△26億円の118億円となります。

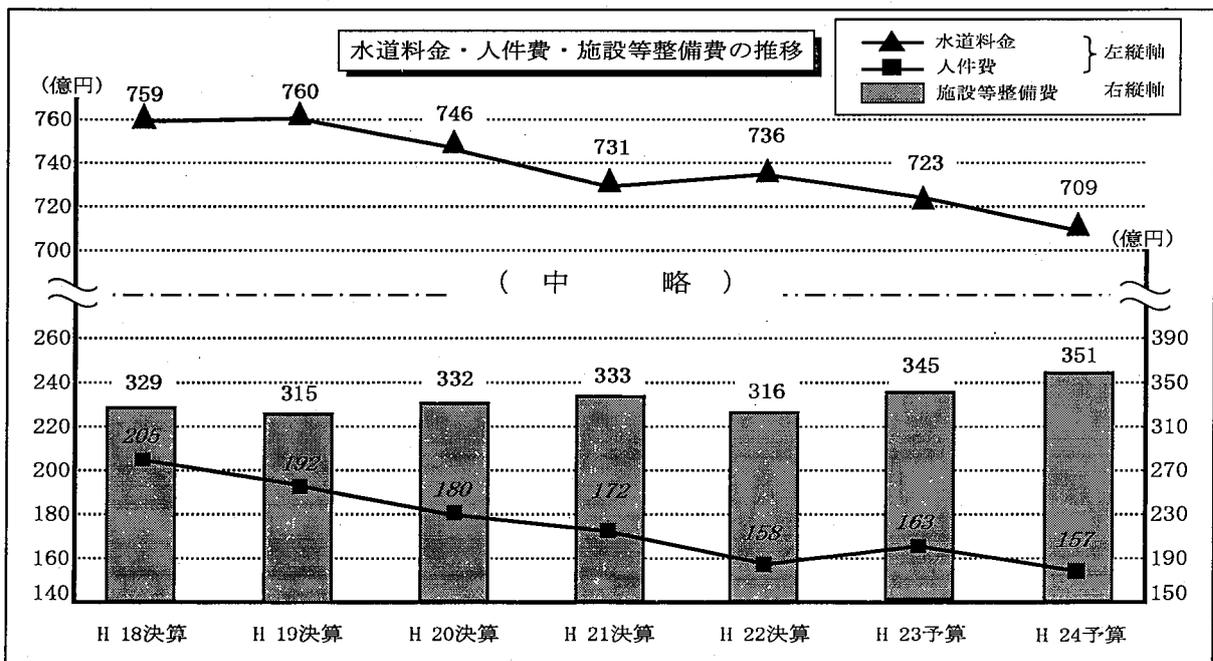
【業務の予定量】

区 分	平成24年度	平成23年度	増△減	増減率(%)
給 水 戸 数	1,754,000戸	1,795,000戸	△ 41,000戸	△ 2.3
年間総給水量	426,320,000m ³	432,978,000m ³	△ 6,658,000m ³	△ 1.5
1日平均給水量	1,168,000m ³	1,183,000m ³	△ 15,000m ³	△ 1.3
職 員 計 画	1,533人	1,586人	△ 53人	△ 3.3

【財政収支】

(単位：百万円)

区 分	平成24年度当初予算	平成23年度当初予算	増△減	増減率(%)
収益的収入	83,593	85,509	△ 1,916	△ 2.2
うち水道料金	70,928	72,332	△ 1,404	△ 1.9
収益的支出	81,426	80,127	1,299	1.6
うち人件費	15,765	16,319	△ 554	△ 3.4
うち物件費等	22,433	20,496	1,937	9.5
うち修繕費等	8,653	6,674	1,979	29.7
うち支払利息等	4,058	4,200	△ 142	△ 3.4
差 引	2,167	5,382	△ 3,215	—
当年度純損益	1,083	4,245	△ 3,162	—
資本的収入	13,924	14,601	△ 677	△ 4.6
うち企業債	10,010	10,963	△ 953	△ 8.7
資本的支出	39,527	40,802	△ 1,275	△ 3.1
うち建設改良費等	26,446	27,856	△ 1,410	△ 5.1
うち企業債償還金	12,961	12,868	93	0.7
差 引	△ 25,603	△ 26,201	598	—
当年度資金収支	△ 2,593	△ 20	△ 2,573	—
累積資金残額	11,791	14,384	△ 2,593	—
企業債残高	184,321	187,272	△ 2,951	—



※施設等整備費とは、修繕費等と建設改良費等の合計 (35,099百万円)

平成24年度水道局予算の施策体系

新 は新規事業 **拡** は拡充事業

中期経営計画
における
施策の方向性

〔施策目標〕

〔主要事業〕

安全・安心な水

- 1 トップレベルの安全でおいしい水
- 2 蛇口にいつでも新鮮な水
- 3 災害に強い信頼のライフライン

- (1) 道志水源林の保全
- (2) 道志村生活排水処理事業への助成
- (3) 相模湖及び津久井湖の水質保全対策等の促進
- (4) 川井浄水場の再整備
- (5) 安全でおいしい水を作るための調査・研究
- (6) **活性炭設備の整備** **新**
- (7) 塩素注入量の低減化
- (8) 横浜独自の水質目標に基づく水質管理
- (9) **放射性物質検査体制の充実** **拡**
- (1) 鉛製給水管の早期解消
- (2) 直結給水の促進
- (3) 子供たちが水道水を飲む文化を育む事業
- (1) 取水・導水施設の耐震補強
- (2) 浄水場等の整備
- (3) 配水池等の整備
- (4) 電機・計装設備等の計画的更新
- (5) 送水機能の強化
- (6) 配水幹線の整備
- (7) **老朽管更新・管網整備による配水管の耐震化** **拡**
- (8) 配水管の腐食性土壌対策
- (9) 救急告示医療機関への管路の耐震化
- (10) 消火栓の漏水事故対応
- (11) **災害時用大口径備蓄材料の確保** **新**
- (12) **迅速な応急給水に向けた給水車の改良** **新**
- (13) 配水ポンプ場・事務所の停電対策の強化
- (14) 中村町事務所の再整備

環境への貢献

- 4 環境にやさしい水道システム

- (1) 自然流下系の優先とポンプ系施設の効率化
- (2) **再生可能エネルギーの有効活用** **拡**
- (3) 市民ボランティアとの協働による水源林の整備
- (4) **水源エコプロジェクトW-eco・p(ウイコップ)** **拡**
- (5) **環境教育の充実** **拡**

信頼のサービス

- 5 お客さま満足度の高い水道サービス
- 6 創造と挑戦の活力ある企業精神

- (1) 地域に身近なサービスの提供
- (2) **市民との協働による応急給水対策の強化** **拡**
- (3) 「はまっ子どもし The Water」の販売
- (4) **おいしい水スポット(ウォーターステーション)** **拡**
- (5) **横浜のおいしい水検定** **拡**
- (1) 業務の効率化と事業見直しによる経費削減
- (2) **事務所の配置見直し** **新**
- (3) 水道局資産の有効活用
- (4) 人材育成施策の強化・技術継承の推進
- (5) **障害者施設への水道メーター分解作業委託** **新**
- (6) **水道事業における国際貢献の推進** **拡**
- (7) 海外水ビジネス展開への支援
- (8) **横浜ウォーター株式会社と連携したビジネス展開** **拡**

主要事業

新 は新規事業

拡 は拡充事業

1 トップレベルの安全でおいしい水

※ () 内は前年度予算額

(1) 道志水源林の保全 8,951万円
(5,660万円)

山梨県道志村に水道局が保有する水源かん養林(2,873ヘクタール)を計画的に整備します。

●24年度整備面積 100ヘクタール
〔24年度末累計整備面積 945ヘクタール〕
計画：18～27年度 1,178ヘクタール

(2) 道志村生活排水処理事業への助成 4,641万円
(4,197万円)

水源水質保全のため、道志村が実施する合併処理浄化槽設置工事に対し、費用の一部を助成します。

●24年度設置基数 30基
〔24年度末累計設置基数 499基〕
計画：13～26年度 573基

(3) 相模湖及び津久井湖の水質保全対策等の促進 3億9,357万円
(4億2,220万円)

水源水質保全のため、神奈川県等関係利害者と共同で水源地域の流域下水道整備事業へ助成するとともに、湖に設置した*エアレーション装置により、水道水のカビ臭の原因となるアオコの増殖を抑制します。また、相模湖の湖底にたまった土砂を除去すること等により、貯水容量の回復を図ります。

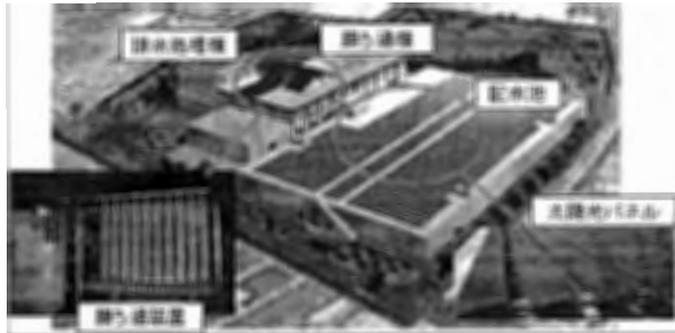
*エアレーション装置 … 水中に空気を送り込み湖の水を循環させる装置

(4) 川井浄水場の再整備

26年度の稼働を目指し、川井浄水場を膜ろ過方式の浄水場へPFI手法で再整備しています。

24年度は、配水池の築造や膜ろ過棟の建設、場内配水管の布設等を行います。

●24年度末工事進捗率(予定) 80.6%



川井浄水場再整備イメージ図

(5) 安全でおいしい水を作るための調査・研究 1,258万円
(1,176万円)

原水水質の状況に応じた効率的かつ効果的な活性炭の使用方法について、民間企業と共同で研究します。研究の結果は、今後更新を予定している西谷浄水場の浄水処理方法の検討に役立てます。

新 (6) 活性炭設備の整備 2,014万円
(-)

※3-(2)「浄水場等の整備」の内数

臭気や水質汚染事故対策として、水源の一つである道志川系統へ導入する粉末活性炭処理施設の設計等を行います。

●完成予定 25年度

(7) 塩素注入量の低減化 5,900万円
(8,824万円)

「安全な水」のためには、蛇口で一定の塩素濃度を確保する必要がありますが、一方で塩素は水道水のカルキ臭の原因となります。このため、蛇口における残留塩素濃度を把握する自動水質監視装置を設置し、塩素注入量の低減化を図ります。

●自動水質監視装置設置数 62か所

(8) 横浜独自の水質目標に基づく水質管理

327 万円
(172 万円)

品質管理の国際規格である ISO9001 及び ISO/IEC17025 による水質検査体制を継続します。

これにより、臭気や鉛、消毒副生成物であるトリハロメタンなど「安全」や「おいしさ」の 8 項目について、国の水質基準よりもさらに厳しい横浜独自の水質目標の達成を目指します。



拡 (9) 放射性物質検査体制の充実

24 年度から、国では放射性物質の暫定規制値を見直し、長期的な影響を考慮した新たな指標を設けています。

水道局では、この指標以上に精度の高い測定ができるよう検査体制を充実させ、今まで以上に厳格に放射性物質を測定しています。

測定結果はホームページで速やかに公表し、お客さまの不安感の解消に努めています。



ゲルマニウム半導体検出器

2 蛇口にいつでも新鮮な水

(1) 鉛製給水管の早期解消

4,902 万円
(5,500 万円)

宅地内部分の鉛製給水管について、引き続き*1助成制度と*2パイプ・イン・エコ工法により改良を進めます。

●24 年度改良数 10,100 か所

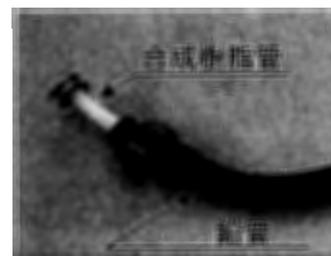
24 年度末改良累計	58,600 か所
計画：14～26 年度	80,200 か所

*1 助成制度

宅地内の鉛製給水管をお客さまが新しい水道管に取り替える際、工事費の 1/2 (上限 5 万円) を助成する制度

*2 パイプ・イン・エコ工法

水道局が 8 年ごとに行う水道メーターの満期取替時に、水道局負担で鉛製給水管の中に合成樹脂製の管を挿入して内側を被覆し、鉛の溶出を防ぐ廉価で簡易的な工法



パイプ・イン・エコ工法

(2) 直結給水の促進

受水槽における衛生問題を解消し、より安全でおいしい水を供給するため、24 年度も直結給水の普及促進に向けた積極的な広報を行います。

これにより、お客さまは受水槽スペースの有効利用、受水槽・ポンプ設備の維持管理費用や電気代の節減が可能となります。

(3) 子供たちが水道水を飲む文化を育む事業

6,000 万円
(6,000 万円)

《小・中学校等の屋内水飲み場直結給水促進事業》

教育委員会が改修を予定している学校に対し助成することで、水飲み場の直結給水を促進し、子供たちが冷たくておいしい水を飲むことができるようにするとともに、水道水の信頼を高めます。

●24 年度助成対象 15 校

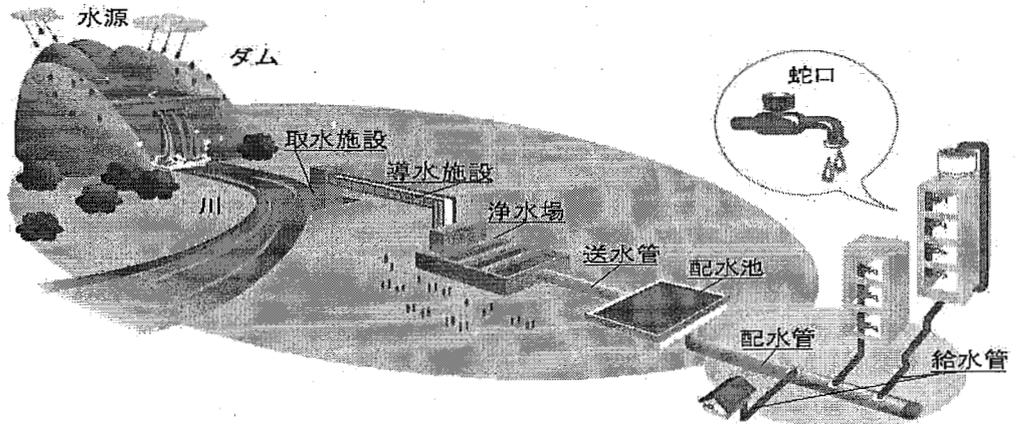
24 年度末改修累計	200 校
計画：市立小・中学校	503 校



3 災害に強い信頼のライフライン

水源から 蛇口まで

(水道施設イメージ図)



(1) 取水・導水施設の耐震補強

14億6,966万円
(7億6,540万円)

災害等における停電時にも安定して原水が確保できるよう、自然流下である相模湖系統・道志川系統の取水・導水施設の耐震化を進めます。

- ・久保沢ずい道耐震補強工事
- ・青山沈殿池改良工事 他

(2) 浄水場等の整備

10億3,596万円
(11億8,736万円)

浄水場は飲料水を製造する根幹となる施設であり、災害時にも安定した浄水処理を可能とするため、耐震化を進めます。また、水処理の安定性を継続させるため、浄水設備の更新等を行います。

- 浄水場耐震化等 6億2,786万円
- ・ 西谷浄水場沈殿池耐震補強工事 他
- 浄水設備更新等 4億810万円
- ・ 小雀浄水場3系沈殿池傾斜板沈降装置更新工事 他

(3) 配水池等の整備

10億3,258万円
(18億9,952万円)

配水池は市内の水需要に応じて水量を調節する施設ですが、災害時には応急給水拠点となることから、災害時の飲料水確保等のため、配水池を築造するとともに既存配水池の耐震化を進めます。

- 配水池の築造等 5億5,438万円
- ・ (仮称) 鶴ヶ峰上部・下部配水池築造工事 他
- 既存配水池の耐震化等 4億7,820万円
- ・ 小雀浄水場2号配水池耐震補強工事 他

(4) 電機・計装設備等の計画的更新

12億7,518万円
(16億1,544万円)

浄水場や配水池等の水道施設では、ポンプなどの電機設備や圧力・流量等を測定・制御する様々な計装設備が稼動しています。お客さまへ安全な水を安定してお届けするため、これらの設備を計画的に更新します。

- ・ 川井浄水場計装設備更新工事
- ・ 寒川取水事務所ポンプ設備更新工事 他

(5) 送水機能の強化

22億7,688万円
(18億7,370万円)

水源事故等により浄水場が停止した場合も、他の浄水場からのバックアップ体制を強化することで安定給水が可能となります。このため、浄水場と配水池を結ぶ送水管の整備を進め、送水管のネットワーク化を図ります。

- ・ (仮称) 新磯子幹線口径1200mm送水管新設工事
- ・ 鶴ヶ峰幹線口径1000mm更新工事



鶴ヶ峰幹線口径1000mm更新工事

(6) 配水幹線の整備

19億7,690万円
(14億2,358万円)

水圧の均等化や漏水破裂事故時における断水の区域縮小・時間短縮のため、管路のループ化やバックアップ管など配水幹線の整備を行います。

・(仮称)環状4号線口径1200mm配水管新設工事 他

茲 (7) 老朽管更新・管網整備による配水管の耐震化

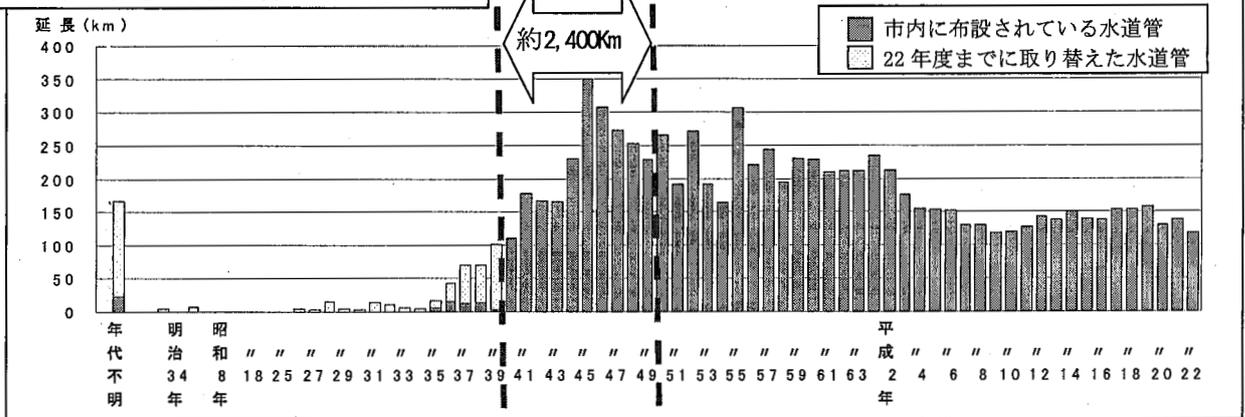
196億1,280万円
(194億6,278万円)

昭和40年代に布設した配水管(約2,400Km)が更新時期を迎えていることから、漏水・破裂等の恐れがある老朽管を計画的に耐震管へ更新します。小口径老朽管の更新については更にスピードアップを図るとともに、配水管網を整備することにより、災害時や漏水事故時における飲料水の確保を図ります。また、更新・新設にあたっては、耐久性が飛躍的に向上した「100年管」を一部で採用します。



●24年度老朽管更新延長110Km 配水管新設延長3Km

市内水道管の長さや年代別布設延長(22年度末)



(8) 配水管の腐食性土壌対策

《15億6,902万円》
(14億9,333万円)

※3-(7)「老朽管更新・管網整備による配水管の耐震化」の内数

腐食性土壌に埋設された配水管は、耐用年数に達する前に漏水することがあり、生活に多大な影響を及ぼす恐れがあるため、優先的に更新します。

●24年度更新延長 7.2 Km

〔24年度末累計更新延長 89.2Km〕

〔計画：12～37年度 更新延長 160.0Km〕

(9) 救急告示医療機関△の管路の耐震化

《5,248万円》
(2億2,928万円)

※3-(7)「老朽管更新・管網整備による配水管の耐震化」の内数

災害時の医療活動に支障をきたさないよう、救急告示医療機関に給水している配水管を耐震化しており、24年度で整備計画が完了します。

●24年度整備か所数 3か所

〔計画：19～24年度 48か所〕

※災害医療拠点病院13か所は18～20年度で完了

中小企業振興に積極的に取り組みます

24年度も、市内中小企業の受注機会増大や技術力向上の支援等、中小企業振興に取り組みます。

●小口径老朽管更新等、配水管の整備や設計業務委託等の発注額増による受注機会の増大(増額4億円)

●横浜市指定給水装置工事事業者講習会の拡充(1回→2回)

(10) 消火栓の漏水事故対応

1 億円
(1 億円)

消火栓の漏水事故対応として、平成元年度より前に設置された消火栓を対象に調査・修繕を行います。

●24 年度

・調査基数 13,000 基

〔計画：22 年～24 年度 32,000 基〕

・修繕基数 1,600 基

〔計画：22 年～26 年度 6,400 基〕

※修繕基数は調査対象の 20%を見込んでいます

新 (11) 災害時用大口径
備蓄材料の確保

2,400 万円
(-)

震災により破損した場合に影響が大きい大口径管（口径 400mm 以上）について、市内の 4 か所に材料を分散備蓄し、災害時の基幹管路の早期復旧を目指します。

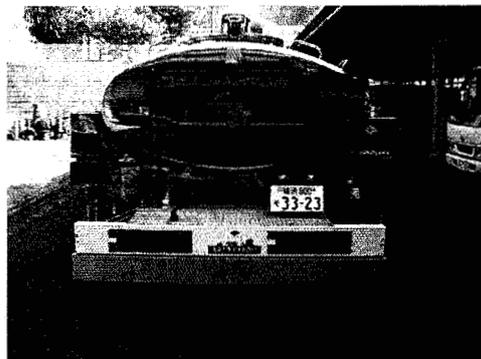


災害派遣での応急復旧活動（東日本大震災）

新 (12) 迅速な応急給水に向けた給水車の改良

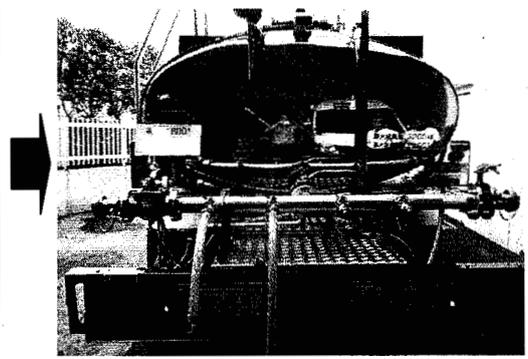
1,165 万円
(-)

東日本大震災での応急給水の経験を活かし、現行の給水車を改良しタンク部に蛇口を取り付けることで、災害時における迅速な運搬給水を図ります。



【現行型の給水車】

現場で給水の都度、簡易な配管と蛇口の組み立てが必要です



【改良後の給水車】

現場に到着後、直ちに給水できます

●給水車改良台数
17 台

(13) 配水ポンプ場・事務所の
の停電対策の強化

2 億 84 万円
(-)

停電時の配水ポンプ停止による断水等の影響を最小限とするため、バックアップ設備を整備し安定給水を強化します。また、災害時の円滑な初動体制を確保するため、防災活動の拠点となる事務所に順次、非常用発電設備を整備します。

●配水ポンプ場バックアップ設備の整備

24 年度整備か所数 バイパス弁自動化 2 か所

●非常用発電設備の整備

24 年度整備か所数 整備 1 か所
設計 2 か所

(14) 中村町事務所の再整備

5,500 万円
(7,500 万円)

建設後 40 年以上が経過し、老朽化への対応とともに耐震対策が必要となっている中村町事務所について、横浜市中心部を含む 4 区（西・中・南・保土ヶ谷）を所管する防災の拠点として再整備します。

これにより、大規模地震発生時の初動体制を強化し、想定される被害に効果的に対応するとともに、事務の効率化を図ります。

・中村町事務所再整備に係る設計・測量等
(26 年度整備完了予定)

4 環境にやさしい水道システム

(1) 自然流下系の優先とポンプ系施設の効率化

《13億 1,970万円》
(5億 6,604万円)

※3-(6)「配水幹線の整備」の内数

環境への負荷を軽減するため、小雀浄水場からポンプによって給水している一部の地域を電力消費量の少ない自然流下系である川井浄水場からの給水区域に切り替える配水管の整備を行います。

- ・(仮称)環状4号線口径1200mm配水管新設工事 他

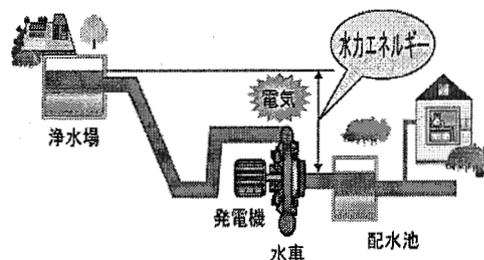
拡 (2) 再生可能エネルギーの有効活用

1,560万円
(400万円)

水道水を供給する過程で生じる水力エネルギーを有効利用する小水力発電設備の設置推進など、「環境未来都市」として再生可能エネルギーの活用に取り組みます。

- 小水力発電24年度末稼働数 2か所
〔計画：27年度末稼働数 6か所〕
- ・磯子区峰配水池小水力発電設備の設計(25年度完成予定)
- ・水力発電機能を付加した流量調整弁の大学等との共同研究
- ・風力発電導入のための風況調査(小雀浄水場)

小水力発電イメージ図



再生可能エネルギーで一般家庭1,174軒分の電力を発電

水道局では環境にやさしい水道システムを構築するため、23年度までに1,794kWの再生可能エネルギー設備を設置してきました。これらの設備によって、一般家庭1,174軒が使用する電力に相当する年間約430万kWhを発電することができる見込みです。



(3) 市民ボランティアとの協働による水源林の整備 1,058万円 (1,089万円)

「NPO法人 道志水源林ボランティアの会」等と協働して、水源地道志村の民有林5ヘクタールの整備を行います。活動は、市民・企業等からの寄附金や「はまっ子どうし The Water」の売上金の一部による「横浜市水のふるさと道志の森基金」を活用します。



市民ボランティアによる間伐

拡 (4) 水源エコプロジェクト W-eco・p(ウィコップ)

ウィコップは企業や団体と協働して水源保全を行う取組です。協定に基づき企業等から寄附金をいただき、道志水源林の整備に活用するとともに、水源保全の大切さをPRします。

- 寄附金額 24年度552万円(予定)
23年度455万円
〔協定締結企業・団体 24年度末累計14者(予定)〕

拡 (5) 環境教育の充実 200万円 (60万円)

市内の中学生を対象に、水源林での枝打ち・間伐や水源地域の中学生との交流、応急給水訓練などを通じ、水道への理解を深めていただく「WATER HERO」等を実施します。

5 お客さま満足度の高い水道サービス

(1) 地域に身近なサービスの提供 1,577万円
(1,609万円)

地域サービスセンターを中心に、様々なイベント等でお客さまとの交流を通じ、水道事業の積極的なPRを行います。

- ・出前水道教室
- ・区民祭への出展 他

※(2) 市民との協働による応急給水対策の強化 1,554万円
(620万円)

災害時に市民の皆さまが主体的に活動できるよう、引き続き災害用地下給水タンク等による応急給水訓練を実施し、あわせて資機材の充実を図ります。また、応急給水場所を周知するため、区ごとの給水マップを配布します。

(3) 「はまっ子どうし The Water」の販売

1億3,970万円
(1億3,476万円)

「はまっ子どうし The Water」の販売を通じて、「横浜の水プロモーション」の推進、飲料水備蓄促進等を図ります。また、売上の一部は道志水源林の整備やアフリカ諸国の水環境整備への支援に活用します。

●24年度販売目標 210万本



備蓄用の「ひとり9リットルセット」

※(4) おいしい水スポット (ウォーターステーション) 300万円
(400万円)

市内の商業施設等との協働や環境省主催のマイボトルマイカップキャンペーンとの連携により、市民の皆さまが、気軽においしい水を飲むことができ、同時に水道に関する情報を得ることができる場として「ウォーターステーション」を展開します。



「マイボトルマイカップキャンペーン」で市内大学に設置した給水器

●24年度目標 10か所

※(5) 横浜のおいしい水検定 400万円
(500万円)

水道水の安全性やおいしさ、水道事業の仕組みについて、お客さまに楽しく、より深く学んでいただくため、「横浜のおいしい水検定」を実施します。24年度は初の1級検定を行います。

- 23年度受験者実績 ()内は合格者
2級 194人 (134人)
3級 4,523人 (3,485人)
- 22年度受験者実績
3級 1,992人 (1,636人)

※実施は22年度から

近代水道創設 125年

暮らしとともに 125年
未来につなぐ 横浜水道

平成24年は横浜で国内初の近代水道が創設されてから125年となります。安全でおいしい水を安定的にお届けする水道局の取組について、お客さまに御理解いただくとともに、職員が水道局の歴史や技術を継承していく年とするため、職員プロジェクトにより、次のテーマで各事業に取り組みます。

- 水道技術の歴史を次世代に継承
水道技術・歴史的資産の調査と記録 等
- 水道の魅力の再発見
水道記念館の集客力向上に向けた催事の企画・実施、散策ルートの整備 等
- メディアの活用による新たな情報発信
各種メディアを活用した水道の情報発信の充実、旅行会社と協働した観光バスツアー 等



6 創造と挑戦の活力ある企業精神

(1) 業務の効率化と事業見直しによる経費削減

業務の委託拡大等による職員定数の削減、事業見直しによる工事コスト・維持管理費、支払利息の削減など、あらゆる視点から徹底した経費削減に取り組みます。

- 職員定数の削減 【効果額 △5億1,000万円】
 - ・料金整理業務の委託拡大等により△53人 (1,586人→1,533人)
- 工事コストの縮減 【効果額 △18億6,000万円】
 - ・老朽管更新等における道路内の複数配水管の一本化や口径の縮径等 (△10億円)
 - ・ポンプ更新費用の節減〔ケースの再利用：2基〕 (△1,850万円)
 - ・昼夜間工事を可能とし工期を短縮したことによる推進機リース代の削減 (△3,334万円)
 - ・沈殿池外面補強による内部機器類の撤去・復旧費削減 (△7,535万円) 他
- 維持管理費等の削減【効果額 △1億5,000万円】
 - ・ポンプ設備の修繕周期見直し〔12年→15年〕 (△6,600万円)
 - ・マッピングシステム機器の延命化〔再リース〕 (△1,182万円)
 - ・口座振替・クレジットカード払い促進
〔キャンペーン実施：6万件対象〕 (△249万円)
 - ・各種書籍及び新聞等の購読取止め (△175万円) 他
- 支払利息の削減 【効果額 △2,000万円】
 - ・高金利企業債の繰上償還 (25億円) による利息の削減
(24～33年度の全体効果額△4億9,000万円)



再利用するポンプのケース

新 (2) 事務所の配置見直し

1,440万円
(-)

水道料金関連業務を所管する地域サービスセンターと給水装置関連業務を所管する給水維持課は、ともにお客さまサービスの最前線を担っており業務上の関わりが深いことから、所管区域を統一して7エリアとし、同一庁舎で業務が執行できるよう事務所の配置を見直します。これにより、事務の効率化や庁舎関連経費の削減を図るとともに、災害時の対応力強化を図ります。

24年度は、北部第二と西部第二給水維持課の庁舎改修(25年度完了予定)に係る設計を行います。

- 地域サービスセンター及び給水維持課の事務所配置数
23年度末16か所 → 27年度(目標)10か所

(3) 水道局資産の有効活用

【収入】 3億144万円
(3億6,515万円)

不動産の貸付や調査・分析業務の受託など、職員の技術力も含めたあらゆる資産の活用により、水道料金以外の収入を確保し、財政基盤の強化を図ります。

- ・未利用地の貸付等による不動産の活用
- ・水質分析業務の受託
- ・漏水調査業務の受託
- ・管路研修施設の外部貸出し 他



**(4) 人材育成施策の強化
・技術継承の推進**

3,222 万円
(3,889 万円)

職員が意欲と能力を発揮し、組織全体の力を向上させるため、各職場での OJT の推進や様々な制度の活用等により、人材育成施策の強化を図ります。

- ・キャリアデザイン研修
- ・お客さまサービス向上に向けた研修
- ・ME (マスター・エンジニア) 制度、TE (テクニカル・エキスパート) 制度を活用した技術・技能継承
- ・将来の横浜水道を支える技術者養成研修
- ・研究開発の推進 他

**新 (5) 障害者施設への
水道メーター
分解作業委託**

660 万円
(-)

使用できなくなった水道メーターの分解作業を障害者施設へ委託します。

これにより、障害者の就労支援につながるるとともに、水道メーターを金属とプラスチック等に分けることで、より高額での売却が見込まれます。

**拡 (6) 水道事業における
国際貢献の推進**

2,664 万円
(1,232 万円)

長年にわたり培ってきた技術と国際協力の経験を活かし、引き続き海外研修員の受入れなどを行うほか、JICA (独立行政法人国際協力機構) 等の国際機関とも連携し、アジア・アフリカなど開発途上国における水道事業の課題解決に取り組みます。

- ・CITYNET (アジア太平洋都市間協力ネットワーク) 研修員受入
- ・「ベトナムと横浜市水道局の4者覚書」に基づく相互協力
- ・第9回水道技術国際シンポジウムの開催 (24年11月20~22日 パシフィコ横浜) 他



アフリカ諸国からの
研修員受入風景
(漏水調査実技研修)

(7) 海外水ビジネス展開への支援

1,108 万円
(1,148 万円)

国際貢献の経験を活かし、様々な場を利用して技術力の PR や海外水道事業体等のニーズの把握をするとともに、公民連携を強化し市内企業の海外水ビジネス展開を支援します。

- ・IWA (国際水協会) 世界会議展示会への出展
- ・横浜水ビジネス協議会との連携 他

**拡 (8) 横浜ウォーター(株)と連携
したビジネス展開**

1 億 9,704 万円
(1 億 9,535 万円)

横浜ウォーター株式会社と連携し、施設の運転・維持管理をはじめとする国内水道事業受託や研修事業、国際関連事業等を推進します。

水道事業を取り巻く環境の変化やニーズに柔軟に対応した新たなビジネスを展開し、国内水道事業体やアジア・アフリカ地域などが抱える水道事業の課題解決に向け、一層の貢献と収益の確保を図ります。

- ・川井浄水場運転管理業務委託
- ・給水装置工事給水審査、完了検査業務委託
- ・海外調査案件へのコンサルティング業務
- ・研修員受入 他

公民連携を推進します

施策・事業の実施において、企業、大学、NPO 等、それぞれの技術・ノウハウを活かし、効率的でより質の高い事業成果を得るため、公民連携を推進します。

- 横浜水ビジネス協議会での連携 (企業)
- 障害者施設への水道メーター分解作業委託(社会福祉法人)
- 道志水源林ボランティア事業 (NPO 法人)
- 研究開発分野における共同研究 (企業・大学)
- 「WATER HERO」(企業・中学・大学等) 他

予算概況

工業用水道事業は、供給工場における生産の合理化等により契約水量の減量が続き、料金収入が逓減しています。一方で、老朽化や震災も考慮した施設の更新・改良を着実に進めていく必要があります。

このため、「工業用水道事業中期経営計画（平成23年度～27年度）」の2年目となる24年度は、徹底した経費の削減や企業債残高の積極的な縮減等により、健全で持続可能な財政運営の実現を目指すとともに、計画に基づき施設の更新改良を推進します。

(1) 工業用水道料金収入の減少

供給工場における契約水量の減量等を考慮し、23年度当初予算の27億2,600万円より△3,100万円(△1.1%)の26億9,500万円を見込みました。

(2) 建設改良費の確保

安定給水の確保のため、老朽管の更新等を推進します。建設改良費は、23年度に比べ3億7,700万円(30.8%)増の16億300万円としました。

(3) 経費の削減と財源の確保

徹底した内部管理経費の削減に取り組むとともに、雑用水の供給による新たな需要の開拓や用地の貸付、資産の有効活用を進め財源の確保に努めます。

(4) 企業債残高の縮減と支払利息の減額

国による高金利企業債の繰上償還制度の活用や、企業債発行額を償還額の範囲内に抑えることにより24年度末の企業債残高を2億3,200万円縮減し、37億4,300万円としました。

支払利息等は23年度に比べ△1,200万円(△10.9%)の9,500万円となります。

(5) 純利益と累積資金残額

純利益は、23年度に比べ3,300万円増の3億6,000万円を計上しました。

また、累積資金残額は23年度に比べ△2億4,000万円の11億9,200万円となります。

主要事業

工業用水道施設の建設改良 (施設の老朽化対策等)

16億 281万円
(12億2,565万円)

昭和40年代に布設した配水管が更新時期を迎えていることから、漏水・破裂等が発生する恐れのある老朽管を対象に、耐震管へ計画的に更新するとともに、老朽化した計装設備などについても更新します。24年度は、建設改良費を増額することにより、更新をスピードアップしていきます。

- ・西寺尾一丁目口径1100mm配水管更新工事
- ・川島町口径1100mm仕切弁設置工事
- ・新磯子線口径600mm配水管布設替工事
- ・戸塚線口径500mm配水管布設替工事
- ・遠方監視制御設備改良工事

【業務の予定量】

区 分	平成24年度	平成23年度	増△減	増減率(%)
供給事業所数	65工場	65工場	0工場	0.0
1日当たり契約給水量	261,780m ³	263,250m ³	△ 1,470m ³	△ 0.6
職員計画	27人	27人	0人	0.0

【財政収支】

(単位：百万円)

区 分	平成24年度当初予算	平成23年度当初予算	増△減	増減率(%)
収益的収入	2,806	2,783	23	0.8
うち工業用水道料金	2,695	2,726	△ 31	△ 1.1
収益的支出	2,398	2,415	△ 17	△ 0.7
うち人件費	250	254	△ 4	△ 1.4
うち物件費等	1,348	1,376	△ 28	△ 2.1
うち支払利息等	95	107	△ 12	△ 10.9
差 引	408	368	40	—
当年度純損益	360	327	33	—
資本的収入	649	253	396	156.8
うち企業債	130	64	66	103.1
資本的支出	1,985	1,645	340	20.7
うち建設改良費	1,603	1,226	377	30.8
うち企業債償還金	362	412	△ 50	△ 12.2
差 引	△ 1,336	△ 1,393	57	—
当年度資金収支	△ 240	△ 363	123	—
累積資金残額	1,192	1,432	△ 240	—
企業債残高	3,743	3,975	△ 232	—

雑用水の供給

工業用水は、工業用以外にも給水能力に余裕があるときは、公共施設など一定の要件を満たす施設に供給することができます。

横浜市では、平成11年3月から雑用水の供給を開始し、24年度の利用者は8か所となり、これによる料金収入は、2,000万円程度を見込んでいます。

- ・ (仮称) 戸塚駅西口公益施設 【新規】
- ・ よこはま動物園ズーラシア
- ・ 戸塚駅西口共同ビル(トツカーナ) 他



(仮称) 戸塚駅西口公益施設のイメージ図

Ⅲ 参 考

平成24年度水道事業会計予算概要表 (対前年度比較)

(税込)

(単位：千円，%)

区 分		平成24年度当初予算		平成23年度当初予算		増 △ 減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	伸び率
収 入	水 道 料 金	70,927,740	84.8	72,332,474	84.6	△1,404,734	△1.9
	水 道 利 用 加 入 金	2,904,455	3.5	3,247,647	3.8	△343,192	△10.6
	他 会 計 繰 入 金	5,519,910	6.6	5,620,154	6.6	△100,244	△1.8
	浄 水 受 託 収 益	1,482,219	1.8	1,486,280	1.7	△4,061	△0.3
	そ の 他	2,758,980	3.3	2,822,462	3.3	△63,482	△2.2
	計	83,593,304	100.0	85,509,017	100.0	△1,915,713	△2.2
益 的 支 出	人 件 費 注1・2	15,765,499	19.4	16,319,155	20.3	△553,656	△3.4
	物 件 費 等	22,433,287	27.5	20,496,318	25.6	1,936,969	9.5
	動 力 費	1,971,527	2.4	1,984,339	2.5	△12,812	△0.6
	薬 品 費	730,567	0.9	735,026	0.9	△4,459	△0.6
	修 繕 費 等	8,652,890	10.6	6,673,618	8.3	1,979,272	29.7
	委 託 料	5,899,987	7.2	5,682,999	7.1	216,988	3.8
	そ の 他	5,178,316	6.4	5,420,336	6.8	△242,020	△4.5
	企 業 団 受 水 費	18,115,476	22.2	18,078,639	22.6	36,837	0.2
	企 業 団 補 助 金	126,500	0.2	149,000	0.2	△22,500	△15.1
	減 価 償 却 費 等	20,842,708	25.6	20,798,762	26.0	43,946	0.2
支 出	支 払 利 息 等	4,057,881	5.0	4,200,123	5.2	△142,242	△3.4
	特 別 損 失	35,000	0.0	35,000	0.0	0	0.0
	予 備 費	50,000	0.1	50,000	0.1	0	0.0
	計	81,426,351	100.0	80,126,997	100.0	1,299,354	1.6
収 益 的 収 支 差 引		2,166,953	—	5,382,020	—	△3,215,067	—
消 費 税 等 調 整 額		1,084,062	—	1,136,796	—	△52,734	—
純 損 益		1,082,891	—	4,245,224	—	△3,162,333	—
資 本 的 支 出	企 業 債	10,010,000	71.9	10,963,000	75.1	△953,000	△8.7
	一 般 会 計 出 資 金	1,192,000	8.6	1,229,000	8.4	△37,000	△3.0
	工 事 負 担 金 等	1,089,050	7.8	768,680	5.3	320,370	41.7
	国 庫 補 助 金	1,622,727	11.6	1,629,593	11.1	△6,866	△0.4
	そ の 他	10,698	0.1	10,887	0.1	△189	△1.7
	計	13,924,475	100.0	14,601,160	100.0	△676,685	△4.6
	建 設 改 良 費	25,803,365	65.3	27,175,697	66.6	△1,372,332	△5.0
基 幹 施 設 整 備 事 業 費	9,010,000	22.8	8,610,000	21.1	400,000	4.6	
配 水 管 整 備 事 業 費	15,800,000	40.0	17,500,000	42.9	△1,700,000	△9.7	
そ の 他 建 設 改 良 費	993,365	2.5	1,065,697	2.6	△72,332	△6.8	
企 業 債 償 還 金	12,960,952	32.8	12,867,843	31.5	93,109	0.7	
国 庫 補 助 金 返 還 金	85,038	0.2	43,916	0.1	41,122	93.6	
投 資	648,198	1.6	685,115	1.7	△36,917	△5.4	
予 備 費	30,000	0.1	30,000	0.1	0	0.0	
計	39,527,553	100.0	40,802,571	100.0	△1,275,018	△3.1	
資 本 的 収 支 差 引		△25,603,078	—	△26,201,411	—	598,333	—
純 損 益		1,082,891	—	4,245,224	—	△3,162,333	—
消 費 税 等 調 整 額		1,084,062	—	1,136,796	—	△52,734	—
当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金		20,842,708	—	20,798,762	—	43,946	—
資 本 的 収 支 差 引		△25,603,078	—	△26,201,411	—	598,333	—
計 (当 年 度 資 金 収 支)		△2,593,417	—	△20,629	—	△2,572,788	—
前 年 度 末 資 金 残 額		注4 14,384,493	—	注3 14,291,327	—	93,166	—
累 積 資 金 残 額		11,791,076	—	14,270,698	—	△2,479,622	—

注1 平成24年度人件費は、退職給与引当金取崩し額250,000千円を充当後の予算額

注2 平成23年度及び平成24年度の人件費は、嘱託職員の報酬を含む予算額

注3 平成23年度当初予算の前年度末資金残額は、平成22年度決算の資金残額

注4 平成24年度当初予算の前年度末資金残額は、平成23年度補正予算案(第1号)を反映した後の資金残額

平成24年度工業用水道事業会計予算概要表（対前年度比較）

（税込）

（単位：千円、％）

区 分		平成24年度当初予算		平成23年度当初予算		増 △ 減		
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	伸び率	
収入	工業用水道料金	2,695,120	96.1	2,725,598	97.9	△ 30,478	△ 1.1	
	その他	110,610	3.9	57,304	2.1	53,306	93.0	
	計	2,805,730	100.0	2,782,902	100.0	22,828	0.8	
支出	人件費注1	250,081	10.4	253,669	10.5	△ 3,588	△ 1.4	
	物件費等	1,347,924	56.2	1,376,235	57.0	△ 28,311	△ 2.1	
	負担金	1,132,230	47.2	1,118,438	46.3	13,792	1.2	
	修繕費等	88,800	3.7	120,674	5.0	△ 31,874	△ 26.4	
	その他	126,894	5.3	137,123	5.7	△ 10,229	△ 7.5	
	減価償却費等	687,619	28.7	661,638	27.4	25,981	3.9	
	支払利息等	95,186	4.0	106,847	4.4	△ 11,661	△ 10.9	
	特別損失	10,000	0.4	10,000	0.4	0	0.0	
	予備費	7,000	0.3	7,000	0.3	0	0.0	
		計	2,397,810	100.0	2,415,389	100.0	△ 17,579	△ 0.7
支	収益的収支差引	407,920	—	367,513	—	40,407	—	
	消費税等調整額	47,488	—	40,279	—	7,209	—	
	純損益	360,432	—	327,234	—	33,198	—	
資本的収入	企業債	130,000	20.0	64,000	25.3	66,000	103.1	
	国庫補助金	89,200	13.8	43,800	17.3	45,400	103.7	
	工事負担金	430,000	66.2	145,000	57.4	285,000	196.6	
	計	649,200	100.0	252,800	100.0	396,400	156.8	
	資本的支出	建設改良費	1,602,806	80.7	1,225,648	74.5	377,158	30.8
		工業用水道施設整備事業費	1,000,454	50.4	844,997	51.4	155,457	18.4
		その他建設改良費	602,352	30.3	380,651	23.1	221,701	58.2
		企業債償還金	361,460	18.2	411,567	25.0	△ 50,107	△ 12.2
		国庫補助金返還金	17,000	0.9	4,252	0.3	12,748	299.8
		予備費	4,000	0.2	4,000	0.2	0	0.0
	計	1,985,266	100.0	1,645,467	100.0	339,799	20.7	
	資本的収支差引	△ 1,336,066	—	△ 1,392,667	—	56,601	—	
資金収支	純損益	360,432	—	327,234	—	33,198	—	
	消費税等調整額	47,488	—	40,279	—	7,209	—	
	当年度分損益勘定留保資金	687,619	—	661,638	—	25,981	—	
	資本的収支差引	△ 1,336,066	—	△ 1,392,667	—	56,601	—	
	計（当年度資金収支）	△ 240,527	—	△ 363,516	—	122,989	—	
	前年度末資金残額	注3 1,432,215	—	注2 1,793,947	—	△ 361,732	—	
	累積資金残額	1,191,688	—	1,430,431	—	△ 238,743	—	

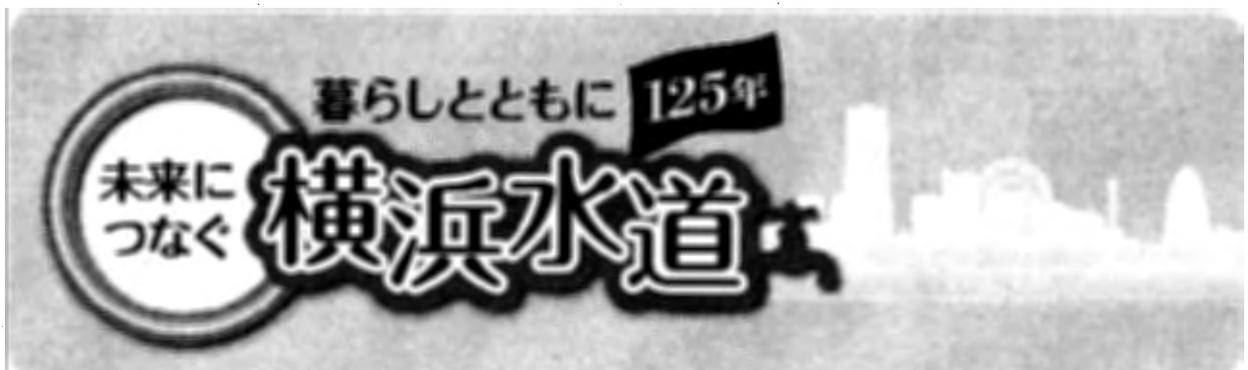
注1 平成23年度及び平成24年度の人件費は、嘱託職員の報酬を含む予算額

注2 平成23年度当初予算の前年度末資金残額は、平成22年度決算の資金残額

注3 平成24年度当初予算の前年度末資金残額は、平成23年度補正予算案（第1号）を反映した後の資金残額

The Water

はまっ子
どうし



平成24年度 水道局 運営方針

I 基本目標

中期経営計画のスタート年

みんなの力で「あん・しん・かん」
ライフラインを守ります！

あんぜんあんしん しんらい かんきょう
～安全・安心な水 信頼のサービス 環境への貢献～



II 目標達成に向けた施策

1 トップレベルの安全でおいしい水

水源の保全に努めるとともに、川井浄水場への最先端の膜ろ過浄水技術の導入や、放射性物質の検査体制の充実により、安全でおいしい水の提供を目指します。

2 蛇口にいつでも新鮮な水

お客さまが管理する貯水槽水道や給水装置について積極的に広報を行い、直結給水への切り替えや助成制度などによる宅地内の鉛製給水管の改良を引き続き促進します。

3 災害に強い信頼のライフライン

大地震に備え、浄水場、配水池、配水管等の耐震化や老朽管更新、管路のネットワーク整備を引き続き進めます。また、緊急時の停電対策として拠点事業所に非常用発電設備を増強します。

4 環境にやさしい水道システム

自然流下系の施設を最大限活用した水道システムの構築、小水力発電をはじめとした再生可能エネルギーの活用促進、効率的なポンプの運転などにより、環境負荷を減らします。

5 お客さま満足度の高い水道サービス

地域に身近なサービスを提供するとともに、お客さまの声を改善につなげる取組や広報・広聴の充実などを通じて、お客さま満足度の向上に努めます。

6 創造と挑戦の活力ある企業精神

水道局が保有する技術・ノウハウを活かし、横浜ウオーター株式会社と連携したビジネス展開や国際貢献の推進等により、国内外の水道事業の課題解決を図ります。

III 目標達成に向けた組織運営

① お客さまとともに



水道局キャラクター はまピョン

お客さまとのコミュニケーションを通じて、真に望まれていること、やるべきことを見出し、スピード感をもって実現します。

② 多様な担い手との連携

様々な水道事業の課題解決を図るため、水道局パートナーシップデスクを活用するなど、地域の皆さまとの協働や、民間企業、大学、NPO団体、公の機関との連携を進めます。

③ チーム横浜水道

人材育成や技術継承を推進し、それぞれの能力を最大限発揮することで、全職員が一丸となっていつも元気で明るいチームづくりを進めます。



④ 経営基盤の強化

料金収入が減少する中、料金を確実にお支払いいただけるよう取組を続けるとともに、資産の有効活用により収入の確保を図り、また、経費節減や経営効率化の取組などにより、持続可能な事業運営を実現します。

★基本目標等を具体化する、主な事業・取組については、次頁をご覧ください。

参考 主な事業・取組

1 トップレベルの安全でおいしい水	
【主な事業・取組】	【内容】
<ul style="list-style-type: none"> ●道志水源林の保全 ●放射性物質検査体制の充実 ●塩素注入量低減化などによるカルキ臭の解消 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒横浜市の保有する道志水源かん養林の着実な整備 (整備予定面積: 100ha) ⇒放射性物質測定精度の向上 (検出限界値: 23年度 約10ベクレル/kg→24年度 1ベクレル/kg) ⇒配水池出口等で低減化実施 (市内平均残留塩素濃度: 15年度 0.6mg/ℓ→24年度 0.5mg/ℓ) ※「塩素臭からみたおいしい水」の要件とされる残留塩素濃度 0.4mg/ℓ以下
2 蛇口にいつでも新鮮な水	
【主な事業・取組】	【内容】
<ul style="list-style-type: none"> ●鉛製給水管の早期解消 ●直結給水の促進 ●子供たちが水道水を飲む文化を育む事業 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒宅地内の鉛製給水管改良 (改良数: 23年度 6,500か所→24年度 10,100か所) ⇒直結給水適用範囲の拡大の検討及び積極的な広報 ⇒小・中学校の水飲み場に係る直結給水工事費の助成 (直結化実施校累計: 23年度 185校→24年度 200校)
3 災害に強い信頼のライフライン	
【主な事業・取組】	【内容】
<ul style="list-style-type: none"> ●施設の耐震化 ●緊急時の対応を可能とする送水機能の強化 ●停電対策の強化 ●災害時用備蓄材料の確保 ●迅速な応急給水に向けた給水車の改良 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒青山沈でん池、西谷浄水場沈でん池及び配水池の耐震化 ⇒(水道事業)老朽管更新 110km (工業用水道事業)老朽管更新 1.5km ⇒(仮称)新磯子幹線等の大環状線の整備 ⇒拠点事業所等に非常用電源を確保し、業務継続体制を強化 ⇒災害時に必要と想定される口径 400mm 以上の材料の確保 ⇒給水車への給水栓(蛇口)の増設(改良台数 17台)
4 環境にやさしい水道システム	
【主な事業・取組】	【内容】
<ul style="list-style-type: none"> ●自然流下系の優先とポンプ系施設の効率化 ●再生可能エネルギーの有効活用 ●市民ボランティアとの協働や公民連携による水源林の保全 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒道志川系及び相模湖系の優先利用並びに効率的なポンプの運転 ⇒小水力発電設備の拡充(25年度: 峰配水池 70kW 稼働予定) ⇒ボランティアと一体となった活動の推進とPRの強化 (整備予定面積: 5ha) ⇒水源エコプロジェクト(W-ecop) (23年度 11団体→24年度 14団体)

5 お客さま満足度の高い水道サービス	
【主な事業・取組】	【内容】
<ul style="list-style-type: none"> ●お客さまからの理解と信頼を築くための広報の実施 ●地域に身近なサービスの提供 ●市民との協働による応急給水対策の強化 (「自助」「共助」による災害時の飲料水確保の強化) ●横浜のおいしい水検定の実施 ●近代水道創設 125 年プロジェクトの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒「はまっ子どうし The Water」の販売 (認知度:23 年度 70%→24 年度 75%) (販売本数:23 年度 181 万本→24 年度 210 万本) ⇒おいしい水スポットの展開(10 か所) ⇒市民イベントやTICAD V 開催支援を通じた横浜の水プロモーション ⇒出前水道教室など水道事業について理解を深める事業の開催(全小学校) ⇒広報や行事の場を活用した、市民・企業への飲料水備蓄及び応急給水拠点の啓発周知 (応急給水拠点認知度:23 年度 15%→24 年度 30%、 飲料水備蓄の割合 :23 年度 74%→24 年度 85%) ⇒災害用地下給水タンクの応急給水訓練実施率 (23 年度 76%→24 年度 80%)※60m³ タンクに占める割合 ⇒1 級検定(新規)の実施、3 級検定受験者増への取組み (23 年度 4,500 人→24 年度 5,000 人) ⇒お客さまへの情報発信と局内の業務や技術の継承に向けた取組 (目標事業数:125 件) 例:歴史講演会、ウォークラリー、水源振興ほか
6 創造と挑戦の活力ある企業精神	
【主な事業・取組】	【内容】
<ul style="list-style-type: none"> ●資産の有効活用 ●財政の健全性維持 ●水道料金徴収コストの縮減・水道料金収納率の向上 ●障害者施設への水道メーター分解作業委託 ●海外水ビジネスなど国内外の水道事業への貢献 ●人材育成施策の強化・技術継承の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒不動産売却及び賃貸料収入(2億8千万円) ⇒企業債残高の縮減 (24 年度末企業債残高 前年度比 30 億円減) ⇒納入通知書払いのお客さま6万人を対象に、口座振替促進キャンペーンを実施 (口座振替への移行人数:23 年度 3,600 人→24 年度 4,500 人) ⇒受託事業者との連携による収納率の向上 ⇒障害者の就労支援(メーター個数6万個) ⇒横浜ウォーター(株)と連携したビジネス展開への取組推進 ⇒国際貢献プロジェクト等の実施 (JICA ベトナム中部技術プロジェクトほか3件) ⇒キャリア形成プログラムやマスターエンジニア制度を活用した人材育成・技術継承の推進 ⇒OJT を補完する到達度に応じたきめ細やかな研修の実施